

技能講習及び特別教育講習について

実習工場技術班 田中 正浩

1. はじめに

本報告では、実習工場技術班における業務である製作依頼業務及び機械工学科・機械製作実習等に必要、技能講習及び特別教育講習を受講したことを述べる。労働現場において労働安全衛生法に示された危険・有害な作業を行う場合には、規定の講習を修了しなければならない。本技術班における業務内では該当する事項(ガス溶接技能講習・アーク溶接業務特別教育・自由研削といしの取替等特別教育)があり、現在までにこれらの講習を修了した。

2. 各講習について

この度受けた各講習について、以下に示す。

2.1 ガス溶接技能講習

可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接・溶断または加熱の業務に就く際に必要とする講習。

2.2 アーク溶接業務特別教育

アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務に就く際に必要とする講習。受講資格としてアーク溶接装置の取扱い・アーク溶接等作業の方法を10時間以上行っていないなければならない。

2.3 自由研削といしの取替等特別教育

研削といしを使用する業務に就く際に必要とする業務。受講資格として自由研削用といしの取付け方法・試運転の方法を2時間以上行っていないなければならない。

3. 講習内容について

3.1 ガス溶接講習¹⁾

ガス溶接講習内容の概要について以下に示す。

- ・構造取り扱いの知識
ガス溶接に必要な装置の説明。ガス容器、圧力調節機及び圧力計、導管、吹管等の主に構造の説明、取り扱いについての講習。
- ・ガス酸素の知識
ガス容器に用いるガスの種類及び特性の説明。燃料ガスに主に使われるアセチレン(可燃性ガス)と酸素(支燃性ガス)。
- ・関係法令
労働安全衛生法において、ガス溶接に関する法令の講習。
- ・設備の取り扱い(実技)
ガス漏れ等の点検及びガス溶接による材料の切断の実技。
- ・修了試験

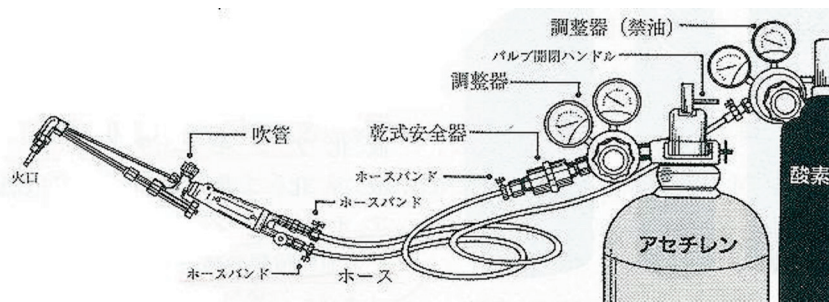
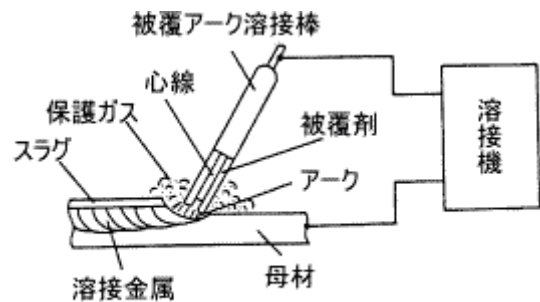


図-1 溶解アセチレンを用いた装置

3.2 アーク溶接業務特別教育²⁾

アーク溶接業務特別教育の講習内容について以下に示す。

- ・アーク溶接に関する知識
基礎知識及び電気に関する基礎知識の説明。
- ・アーク溶接装置に関する基礎知識
装置の概要、溶接材料及び関連器具の説明。
- ・アーク溶接の作業方法に関する知識
溶接作業前点検、溶接等の作業方法、災害防止、災害事例の説明。



被覆アーク溶接法の原理

図-2 被覆アーク溶接の原理

- ・関係法令
労働安全衛生法において、アーク溶接等に関する法令の説明。
- ・理解度確認試験

3.3 自由研削といしの取替等特別教育³⁾

自由研削といし取替特別教育の講習内容について以下に示す。

- ・自由研削用研削盤、自由研削用といしの取り付け具等に関する知識
研削盤に関する基礎知識、研削といしに関する基礎知識、研削といしの取り付け具に関する知識、研削といしの覆い保護具等に関する知識。
- ・自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識
- ・関係法令
労働安全衛生法において、自由研削といしに関する法令の説明。
- ・理解度確認試験

4. まとめ

この度の技能講習及び特別教育講習では、各装置の知識や技術を学んだ。企業で働いている方々向けに講習内容が構成されていたため、これまで学んできたことと違う部分が多々あり、大変新鮮な講習となった。そして、この度の各講習で印象に残ったことは災害事例である。この災害事例をもとに現在の労働安全衛生法が作られていると聞いた。紹介された災害事例は、主に企業で起こった事例なため、学生実習等では起こりにくいのではと思ったが、事故が起こってからでは遅いので、災害事例含め事故の起こらないようにしていきたい。そして、講習で学んだことをこれからの職務に活かしていきたい。

謝辞：本講習にあたりご尽力いただいた関係各位に感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 藤森和幸：ガス溶接・溶断作業の安全 ガス溶接技能講習用テキスト，2011.
- 2) 藤森和幸：アーク溶接等作業の安全，2009.
- 3) 藤森和幸：改定 グラインダ安全必携 研削といしの取替・試運転関係特別教育用テキスト，2007.